

東京地方裁判所平成25年（ワ）第26327号損害賠償請求事件（認容）（控訴）

平成28年5月30日判決

【判例タイムズ1439号233頁】【金融商事判例1583号19頁】【税理士損害賠償／相続税対策で実施されたDESに係る債務消滅益の説明義務違反】

TAINSコード Z999-0173

【概要】

判示事項

- 1 本件は、原告（Cの財産管理会社）が、原告の顧問税理士であった被告に対し、①被告は、原告の前代表者Cの相続税対策としてDES（Cが原告に対して有する貸金等債権を原告に現物出資してCに原告の株式の割当てを行うもの）を提案するに際し、当該DESにより原告に多額の債務消滅益が生じることを説明せず、このため原告は課税リスクを認識することなくDESを実行したが、多額の法人税等の納付義務を生じ、本来支払う必要のなかった法人税等相当額計2億9309万3200円の損害を被った、②被告は、税務代理人として原告の税務申告書を作成、提出した際、事実と異なりDESはなかったとする前提の申告をしたため、原告はその後修正申告を余儀なくされ、延滞税等計516万5800円の損害を被ったなどと主張して、税務顧問契約の債務不履行又は不法行為に基づき、損害額合計3億2902万7820円及び遅延損害金の支払を求める事案である。
- 2 現物出資型のDESにおいて、債務者に債務消滅益課税が発生するリスクがあるということは、平成18年度税制改正以降、税務の常識に属する事項となっており、DESに関する基本的な文献等でも、現物出資型DESのデメリットとして、この課税問題を第一に挙げるのが通例となっていた。
- 3 被告は税務の専門家として原告と税務顧問契約を締結していたことを踏まえて考えれば、被告は、原告に対し、DES方式を提案するに当たり、本件DESにより生じ得る課税リスク、具体的には、本件DESに伴い発生することが見込まれる債務消滅益課税について、課税される可能性、予想される課税額等を含めた具体的な説明をすべき義務があったというべきである。
- 4 認定判断を総合すれば、被告代表者は、本件DESに係る債務消滅益と欠損金との相殺の可否について、誤った認識に基づく独自の見解を有していたため、債務消滅益に対する課税を看過又は軽視し、本件DESに伴う債務消滅益に対する課税の問題について、原告に対して、全く又はほとんど説明をしなかったものと認められる。
- 5 被告代表者らは本件DESに係る債務消滅益課税のリスクについての説明義務を怠ったことが明らかであり、被告は、この点について債務不履行責任及び不法行為責任を免れない。
- 6 被告代表者は、DES方式が原告の法人税等とCの相続に係る相続税の双方にとって

メリットがあるとして自ら提案しこれを採用させたという従前の経緯を覆し、「DESはなかった」ことにして法人税等の申告をするという本件方針を示し、そのような扱いが可能であるか疑問に思った原告が再考を促しても当該方針を変えずに、本件確定申告を行ったものである。本件方針がそれ自体支離滅裂であることに加え、原告の登記上、本件DESに係る増資と減資の事実が厳然と公示されている中で、本件DESがなかったという虚偽の事実を押し通して債務消滅益に係る法人税を免れようとする本件確定申告の考え方は、税理士としての基本的な責務を逸脱した違法なものというべきである。

7 よって、被告は、DESはなかったものとする事実と異なる本件確定申告を行ったことにつき、債務不履行及び不法行為責任を免れない。

8 被告の説明義務違反がなければ、原告は清算方式を採用したものと合理的に推認され、その場合に納付すべき法人税額は存在しなかったこと、本件DESに伴って必要となった増資及び減資に係る諸費用を支出することもなかったこと、また、被告が事実と異なる本件確定申告を行ったために、原告において本件修正申告を行わざるを得なくなったことなどが認められ、原告は、合計3億2902万7820円の損害を被ったと認められる。